

記入例

(3) 転勤・転職等で特別徴収義務者が変更になる場合

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※ 異動(新規・退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

小林 税務事務所

特別徴収義務者 指定番号

123456 ←

小林市から送付された税額通知書の指定番号を記入して下さい。

受付印

小林市長様

平成 30年 10月 10日 提出

給与支払者 (特別徴収義務者)

名称(氏名) 所在地 法人番号(個人番号)

小林税務事務所

小林市細野300番地

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

担当者 氏名

小林 市子

電話 0984 - 23 - 0115

※ 退職の場合、退職した年の一月一日から退職時までの給料・賞与(総支給額)、控除社会保険料を必ず記入してください。

法人は法人番号(13桁)、個人事業主は個人番号(12桁)を記入して下さい。

個人番号(12桁)を記入して下さい。

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職までの給与支払額(賞与を含む)
フリガナ	ほその いちこ	円	6月から	8,000円	平成29年9月30日	1. 新規 2. 退職 ③ 転勤 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 育児休業 8. その他	1. 新規特別徴収 ② 特別徴収継続 (給与差引継続) 3. 一括徴収をして 月日納期限分と 合わせて納入します。 4. 普通徴収 (残額個人請求)	円
氏名	細野 一子 (旧姓 水流迫)	12,000	9月まで	既に納付した住民税				
生年月日	M・T・⑥H 55年 5月 5日生			普通徴収 期まで納付済み				
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2			特別徴収へ繰り入れ				
現住所	異動後の新住所 〒 886 - 0004 小林市細野9000番地		4,000	特別徴収開始月 月より				控除社会保険料

◎ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出 年 月 日	異動者印	一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。 退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。(地方税法321条の5②) なお当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
------------------	------	---

一括徴収できない理由 普通徴収を選択した場合、必ず記載してください
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額が上記(ウ)の額を越える給与、退職金の支払がないため。
3. 死亡による退職であるため。
4. その他 理由()

特別徴収事務がスムーズに行われるように、新しい勤務先へは前もって税額をご連絡下さい。新しい勤務先については住所・名称が異なる場合がありますので、必ず勤務先に確認のうえ記入して下さい。

◎ 転勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ	コバヤシオオアザミナミンシカダ	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額 8,000 円を 10 月分 から徴収するよう連絡済です。
	住所	〒 886 - 0005 小林市南西方9000番地	123123	経理係	
	フリガナ	コバヤシセイシムシヨ イデノヤマシテン	転勤先	北西方 水男	
	名称	小林税事務所 出ノ山支店	の担当者名	電話 0984 - 23 - 1111	

市処理欄	課長	グループリーダー	グループ員	宛名番号	異動区分	理由	済月	開始月	新指定番号	新整理番号	異動内容	処理日

* この届出書は、転勤・転職して新しい勤務先で引き続き特別徴収を継続する場合に、元の給与支払者から新しい給与支払者を明示して提出するものです。